

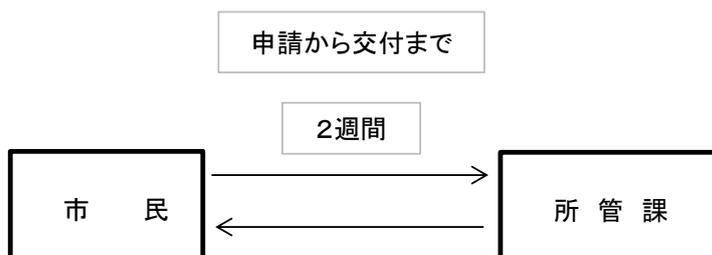
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 30

処 分 名	貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可を行う。	
根 拠 法 令 名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	
条 項	第37条の2	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	2週間
判断基準	<p>法第37条の2第1項に該当する者の申請で、同条第3項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載          液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律          第37条の2 第36条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。          3 前条の規定は、第1項の許可に準用する。</p> <p>第37条 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則          第52条 貯蔵施設の技術上の基準          第53条 特定供給設備の技術上の基準          第54条 バルク供給に係る特定供給設備の技術上の基準</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。